

第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 業務の目的

第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の検証を行い、課題を明らかにし、第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）を策定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務

(2) 業務内容

第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務仕様書のとおり

(3) 履行期間 令和5年4月14日から令和6年3月31日まで

(4) 予算概要

この業務に係る予算は、8,250,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を予定していることから、業務委託料の積算に当たっては、これを参考とすること。

ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっては、市はその損害について一切負担しない。

3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通9丁目 総合庁舎2階

旭川市福祉保険部長寿社会課地域包括ケア推進係

電話 0166-25-9797

ファクシミリ 0166-29-6404

電子メール chojushakai@city.asahikawa.lg.jp

4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 平成2・3・4年度旭川市物品購入等の競争入札参加資格において、市場・経済調査（営業種目番号3331）の入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない

者であること。

- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (6) 過去9年間に人口20万人以上の地方公共団体の高齢者福祉又は介護保険に関する計画策定業務の実績を有していること。
- (7) 本業務を請け負う本店又は支店等の市町村税（特別区にあっては都税）及び国税（消費税及び地方消費税）の直近の滞納がないこと。

## 5 参加表明手続

### (1) 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

#### ア 提出書類（各1部）

- (ア) 第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務参加表明書（様式第1号）
- (イ) 納税証明書又は滞納がないことの証明書（発行日が直近3か月以内のもので該当するもの）
  - 市町村税：法人市民税，事業所税，固定資産税
  - 都税：法人都民税，法人事業税，固定資産税
  - 国税：消費税及び地方消費税
- (ロ) 履歴事項全部証明書（発行日が直近3か月以内のもの）
- (ハ) 決算書及び確定申告書の写し（直近1期分で税務署の受付印があるもの）
- (ニ) 会社概要又は会社概要パンフレット
- (ホ) 類似契約実績書（様式第2号）

#### イ 提出期限

令和5年1月31日（火）午後5時15分

#### ウ 提出場所

3に同じ。

#### エ 提出方法

持参又は郵送（期限日必着）によること。

※電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

オ 提出書類作成時の留意事項

(7) 提出された参加表明書等の修正又は変更は認めない。ただし、第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）が修正を認めた場合は、この限りでない。

(i) 提出された参加表明書等は返却しない。

(2) 参加資格の確認等

ア 参加資格要件の確認及び企画提案書の提出要請

4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和5年2月3日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を送付する。併せて参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

(7) 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格を有する旨及び企画提案書の提出を要請する旨

(i) 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格を有しない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

イ 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対して説明を求めることができる。

(7) 提出期限

令和5年2月7日（火）午後5時15分

(i) 提出場所

3に同じ。

(ii) 提出方法

持参又は郵送（期限日必着）によること。

※電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

ウ 市長は、イの説明を求められたときは、令和5年2月9日（木）までに説明を求めた者に対し、理由説明書を送付する。

6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出すること。

(1) 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

ア 本業務に関する基本的な考え方・視点について

(7) 高齢者等を取り巻く状況についての課題

(i) 計画策定の視点

イ 本業務の実施内容及び方法について

(7) 具体的な業務実施内容

(i) 具体的な業務実施方法

ウ 本業務のスケジュールについて

(7) 予定しているスケジュール

エ 過去における類似業務から本業務に活かせるノウハウ等について

(7) 過去の事業実績から本業務に活かせる点

オ 業務執行体制について

(7) 業務執行体制（担当者の人数，職種，実績等）

(イ) チーム編成の考え方・特色

カ 業務に係る事業費積算について

(7) 費目，見積額及び積算根拠

キ その他実施するに当たって必要と思われる事項について

(7) 業務に当たって新たに提案できる事項

(イ) 業務に当たって本市の策定意向に対する柔軟な対応

(2) 企画提案書の書式

企画提案は，企画提案書（様式第3号）に次の書類を添付して行うこと。

ア 企画提案書別紙（様式第4号～様式第11号）

イ その他必要な書類

(3) 提出書類上の留意事項

ア 提出された企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）の修正又は変更を認めない。ただし，審査会が修正を認めた場合は，この限りでない。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 作成に当たっては，国の示す制度改正等に係る資料のほか，次に掲げる計画の内容を踏まえたものとする

(7) 第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）

(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/160/167/d073022.html>)

(イ) 第8次旭川市総合計画（平成28年度～平成39年度）

(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/700/735/736/738/p006642.html>)

(ロ) 第2次健康日本21旭川計画（平成25年度～令和5年度）

(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/136/144/p004022.html>)

(ハ) 第4期旭川市地域福祉計画（平成31年度～平成35年度）

(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/220/d065649.html>)

(ニ) 旭川市国民健康保険保健事業実施計画（平成29年度～平成35年度）

(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/171/174/d059795.html>)

(ホ) 北海道後期高齢者医療広域連合第2期保健事業実施計画

（平成30年度～令和5年度）

([https://iryokouki-hokkaido.jp/hotnews/detail\\_sp/00001585.html](https://iryokouki-hokkaido.jp/hotnews/detail_sp/00001585.html))

(4) 提出期限等

ア 提出期限

令和5年2月20日(月)午後5時15分

イ 提出場所

3に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送(期限日必着)によること。

※電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

エ 提出部数

7部

(5) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は、プロポーザル方式の受付及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

ウ 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例(平成17年旭川市条例第7号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

7 質疑応答等

(1) 参加表明書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類

質疑応答書(様式第12号)

イ 提出期限

令和5年1月23日(月)午後5時15分

ウ 提出場所

3に同じ。

エ 提出方法

電話連絡の上、電子メール又はファクシミリにより提出すること。

(2) 企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類

質疑応答書(様式第12号)

イ 提出期限

令和5年2月13日(月)午後5時15分

ウ 提出場所

3に同じ。

## エ 提出方法

電話連絡の上、電子メール又はファクシミリにより提出すること。

- (3) (1)及び(2)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者（以下「参加者」という。）全てに対し、電子メール又はファクシミリにより回答する。また、併せて、旭川市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。
- なお、各提出期限後の質問には応じないので、留意すること。

## 8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 9 企画提案の審査方法及び評価基準

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定は、審査会において実施する。

### (1) ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

#### ア 実施方法

- (ア) 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。
- (イ) 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- (ウ) プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。
- (エ) 欠席した場合は、企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

#### イ 実施日時及び場所

5で示した企画提案書の提出要請と併せて通知する。

### (2) 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

### (3) 受託候補者の特定

審査会において、(3)の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この評価点については、審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順

位を決定する。また、満点に対する評価点の割合が2分の1に満たない場合は、受託候補者とししない。

(4) 審査結果の通知

ア 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全てに対し、次に掲げる事項を記載した審査結果通知書により通知する。

(ア) 受託候補者

(イ) 評価点

(ロ) 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

(ハ) 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

イ 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対して説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

アの通知があつた日から7日以内の日までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(イ) 提出場所

3に同じ。

(ロ) 提出方法

持参又は郵送（期限日必着）によること。

※電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

ウ 市長は、イの説明を求められたときは、令和5年3月31日（金）までに説明を求めた者に対し、理由説明書を送付する。

(5) 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点

10 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収して随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 支払条件

委託料の2分の1を前払いし、残額を業務完了後に後払いする。

## 11 スケジュール

このプロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和5年1月11日（水）から 令和5年1月31日（火）まで
参加資格要件確認結果通知及び 企画提案書提出要請	令和5年2月3日（金）
企画提案書の提出	令和5年2月3日（金）から 令和5年2月20日（月）まで
ヒアリング等	令和5年3月中旬 （企画提案書提出要請と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和5年3月下旬
契約締結	令和5年4月14日（金） 予定

## 12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 参加表明書を提出した参加希望者が、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第13号）を提出すること。